

◆空き家や空き地の有効活用をお手伝いします

【空き家等バンク制度】

空き家や空き地（注）を売りたい、貸したい人の物件情報をホームページなどにより利用したい人へ紹介する制度です。空き家や空き地をお持ちの方で、貸したい！売却したい！という方は、役場企画調整課までご連絡ください。

（注）空き地とは、住宅などの建築に適切な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。

※農地は対象となりません。

※ 大崎町空き家等バンク制度の概念図

【空き家などをお持ちの方】

空き家などを貸したいが
借りてくれる人がいない



空き家などを売却したいが
買ってくれる人がいない

物件の登録

情報の検索

大崎町空き家等バンク

【空き家などをお探しの方】

貸家や土地を探している
が見つからない



売家や売地を探している
が見つからない

交渉・契約

◆大崎町人材育成補助金(産業育成)について

大崎町内の事業所の産業基盤の強化を図るため、事業所の人材の育成を支援します。

【補助対象者】

大崎町内に住所を有する者で、次の条件を全て満たす方です。

- ①町内事業所に勤務する者
- ②町税等を滞納していない者
- ③過去に同一資格試験等の受験又は受講に対する補助金の交付を受けていない者

【補助対象事業および補助率】

指定する資格を取得する際に必要となる試験および技能講習の受験料ならびに受講料の2分の1（100円未満の端数は切り捨て）とし、3万円を上限とします。ただし、補助対象者1人につき、1年度で申請できる回数は2回を限度とします。

【注意事項】

補助金は予算の範囲内で交付されることから、資格試験等の受験前に申請をお願いします。

